

カム
発行：NPO法人 翔夢

2005年12月15日発行

カ ム ニ テ イ ー 翔 夢 N i t y



大阪市平野区平野南3-8-16
ドリームネット内

(06) 6702-9819

NO. 2

<http://www.npo-cam.org/>
e-mail: nandemosoudan@npo-cam.org

発行責任者：西脇朗夫

翔夢に来る人たち

(その一)

NPO法人「翔夢」では障害者の生活相談や年金相談を無料で行っています。区役所など、公共の施設に案内のピラを置き、そのピラを見て相談に来る方が多いようです。また、ドリームネットのスタッフ募集のピラを見て、面接をしている間にいつの間にか相談になっていくケースもあります。

相談で多いのが、生活資金の不足のため働きたいと言ってくるケースから、障害基礎年金をもらっていないことが分かり、社会保険事務所・健康福祉サービス課・保険

所等に連絡をし、的確に対応しています。その後必要であれば、生活保護の申請や、一般企業で働く力のある方は、ハローワークや障害者雇用を進める企業を紹介したりしています。また、手に職をつけたい方には、公共の訓練校の紹介や絵画教室等の趣味の範囲までわたって相談に応じます。

相談で、気をつけているのが、相談者の要望を鵜呑みにせず、現実的にその言っていることが可能なのかを判断し、対応させていたいています。例えば障害が重度すぎて企業就労可能性が低い

方なら現時点の就労状況をお話し、あきらめさせるのではなく、可能性を追求するか違う道を選ぶか、考えていただき、その結果で対応させていただいています。

その次に多いのが、一人ぼっちの問題です。この種の多くには家族の問題を持っていくケースが多く、本人の意思だけでは解決できない問題がほとんどです。



ご存知ですか？ 自立支援法

- その2 -



先天性の障害を持ち、ずっと家族に守られて生きてきて、「親が高齢になり、困っている」「外に出たいが親が思うようにさせてくれない」など

親の意思も尊重しなければ進まない事例も多く、それに社会的条件も合わせながら、ゆつくり時間をかけ対応しています。一日で解決することも

ありますが、長ければ何年にもわたって対応しなければいけないケースもあり、簡単ではないことが多いのですが、いろんな人の経験や力を借りて、相

談事業を進めています。次回からは具体的な相談事例をベースに記事連載させていきますので、お楽しみに。

十月に法案が成立しましたが、障害者自身はまだまだ分からない部分が多い部分が多いがほとんどの障害者自立支援法ですが、今回は厚生労働省が

言っている「障害者自立支援法によるねらいを中心に考えることで障害者自立支援法の紹介をしていきます。」

とを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業で働けるよう、福祉側から支援

れて規制緩和する。

- 一、障害者の福祉サービスを「一元化」
- 障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）に関わらず、福祉サービスを共通に提供
- 二、障害者がもっと「働ける社会」に
- 一般就労へ移行するこ

- 三、地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
- 市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入

- 四、公平なサービス利用のため「手続きや基準の透明化、明確化
- 五、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支えあう仕組みの強化
- (一) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
- (二) 国の「財政責任の明確化」

とねらいでは語っています。これだけを見れば、内容的に問題がないように感じますが、具体的には問題が山積しています。例えば一、のサービスの一元化ですが、この文章だけを見ていけば、すべての施設や制度が使えるようになったように思えますが、障害の程度や地域の障害者数の関係で必要な施設が今以上に使えない状況が生じる可能性があります。また空き教室の問題でも、これまでの施設基準を外し、劣悪な環境を認めると、読み取れます。

具体的には、十二月末と三月末に出される政省令を見ないと分からないことが多いのですが、厚生労働省では利用料についてと障害程度区分のパブリックコメントを募集しています。(詳しくは厚生労働省のホームページまで)後意見がある方は意見を出すのも大切だと思います。

障害者と冬

体調崩してませんか？

身体障害者にとって冬は厄介な季節。手動の車椅子に乗ってる方は、コートなど着るとこわごわして操作しにくく、かといって薄手では寒さをしのぐことが出来ず、身体を壊す原因に。また足が不自由だと、動かさないので余計に防寒の必要があります。これではおしゃれどころではありません。車椅子に乗っている人を見て、「もう少し、おしゃれしたら」感じたことも私でさえ何度もあります。でも、着やすさや防寒のことを考えたら、そんなことを言ってられません。また、先天性の障害がある人は障害のため、温度管理がしつかりとできる部屋で育った方が多く、汗腺が充分に育っていないため体温調整ができず、風邪をひい

たり、熱射病になったりと大変です。しかしもっと大変なのは障害者本人。病院に行っても「障害があるから風邪ひきやすい」とか言われるが、もっと具体的に言ってもらえないとわからないというのが正直な感想です。



冷え性で困る。これはひよっとすると足の血管が十分に発達せず、健常者と比べて少ないのが原因かも。その他にも、しもやけ・アトピー等も幼い頃が原因になっていることが、やはり障害が原因などという簡単なアドバイスではなく具体的に原因を調べて貰ったらもう少し対処できるかも？

どうしてもこの時期体調を壊す方、一度「翔夢」まで電話ください。いいアドバイスは出来ないかもしれませんが、いっしょに悩むことは出来ますよ。

あなたも「翔夢」の会員になりませんか？

NPO法人「翔夢」は多くの障害者の夢をとどけるために下記の協力者を募集しています。あなたのできる一歩をご協力下さい。

特別会員（団体・個人）

翔夢の運営趣旨にご賛同いただき、活動を支援いただける団体・個人の方
入会金 10,000円 年会費 50,000円
毎月の会報誌をお届けします。

正会員（個人）

翔夢の運営趣旨にご賛同いただき、活動を支援いただける個人の方
翔夢が提供するサービスを利用して、生活向上を目指そうという方
入会金 3,000円 年会費 3,000円
毎月の会報誌をお届けします。

正会員（団体）

翔夢の運営趣旨にご賛同いただき、活動を支援いただける団体
さまざまな事業展開を共に考え、活動していただける団体
入会金 3,000円 年会費 3,000円
毎月の会報誌をお届けします。

賛助会員（団体・個人）

翔夢の運営趣旨にご賛同いただき、活動を支援いただける団体・個人の方
入会金 1,000円 年会費 1,000円
会報誌を定期的にお届けします。

寄付をお願いいたします

郵便振替

口座番号

00980-8-317336

口座名称

特定非営利活動法人 翔夢

UFJ銀行 平野南口支店

普通 4636394

特定非営利活動法人 翔夢

編集後記

今年もあと少しとなってきました。自立支援法の成立により私たちの生活も最近の寒さの様に厳しいものになりそうです。

その厳しい状況に立ち向かうため皆さんとともにがんばって行きたいと思います。

来年も翔夢の活動にご理解とご協力をお願いいたします。 Y

翔夢にお任せください!

ホームページ制作

さまざまなコンテンツの企画・立案、制作からサイト集客のしくみまでご提案します。内容及びご予算に応じて、提案、お見積りさせていただきます。

お問い合わせ

NPO法人 翔夢

(06)6702-9819

柳瀬 迄